

事務連絡  
令和3年8月3日

各 都道府県  
市町村  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの間違い接種情報 No. 1 及び No. 2 について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添））において、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、予防接種の間違いが発生した際には、厚生労働省に速やかに報告することとしているところです。また、「新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その2）」（令和3年6月22日付け事務連絡）において、報告された予防接種の間違いのうち、血液感染を起しうるもの及び希釈間違いについて、概要をまとめるとともに具体的な留意点をお示しました。

今般、上記事務連絡でお知らせした内容をもとに、新型コロナ予防接種に携わる医療従事者に対する注意喚起資材として「新型コロナワクチンの間違い接種情報」No. 1（使用済み注射器の再使用）及びNo. 2（ワクチンの再希釀（ファイザー社ワクチンの場合））を作成しましたのでお知らせします（別紙1・2）。

これらを参考に、あらためて予防接種の手順を見直し、予防接種に係る間違いの発生防止に努めていただき、引き続き、新型コロナ予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いします。